

令和 5 年度

里庄町財政健全化及び
経営健全化審査意見書

里庄町監査委員

里監査第20号
令和6年8月19日

里庄町長 加藤泰久様

里庄町監査委員 平野次郎 

里庄町監査委員 平野敏弘 

令和5年度 財政健全化・経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度 里庄町財政健全化審査意見書

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期日

令和6年8月9日（金）

第3 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和5年度(%)	令和4年度(%)	早期健全化基準(%)
①実質赤字比率	—	—	15.0
②連結実質赤字比率	—	—	20.0
③実質公債費比率	7.6	7.4	25.0
④将来負担比率	—	—	350.0

(注) 実質赤字比率・連結実質赤字比率は、実質赤字・連結実質赤字が生じていないため
「—」と表記

第5 審査意見

(1) 個別意見

①実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

②連結実質赤字比率について

特に指摘すべき事項はない。

③実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は7.6%であり、前年度から0.2%増加した。

④将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は△78.9%であり、前年度から10.2%減少した。

(2) 総合意見

財政健全化判断比率についてみると、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。国の示す基準からみると健全な財政の範囲にあると認められるが、今後も引き続き、安定的な財政基盤を維持するよう努めること。

令和5年度 里庄町経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期日

令和6年8月9日（金）

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

特別会計の名称	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	経営健全化基準
①里庄町水道事業会計	—	—	20.0
②里庄町公共下水道事業会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」と表記。

第5 審査意見

資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業会計とともに資金不足を生じておらず、経営健全化基準からみて、健全な範囲で推移していると認められる。